

平成21年 月 日

一般社団法人 京都府マンション管理士会設立趣意書

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が平成12年12月制定、翌平成13年8月に施行されました。この法律の中で「マンション管理士」は、専門的知識をもって管理組合の運営等マンションの管理に関し、管理組合や区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者とされ、平成14年4月最初のマンション管理士が誕生いたしました。

この時にあたり、京都府・滋賀県及びその近隣府県に在住又は拠点を有するマンション管理士が職能団体として、高い職業倫理を確立し、専門的知識を習得・研鑽し、管理組合や区分所有者等からの複雑多岐にわたる相談に応じられる能力の向上を目的として「京都滋賀マンション管理士会」を平成15年4月に設立しました。この間、事業活動としてマンション管理組合等に対しマンションの管理運営に関わる支援活動等を活発に展開してきました。

なお、平成18年4月に滋賀県在住の会員が任意退会し、新たに滋賀県マンション管理士会を設立したため「京都滋賀マンション管理士会」は、「京都マンション管理士会」(以下「本会」という。)となりました。

最近、マンション管理組合においては、高齢化・賃貸化・無関心層の増大等に伴い役員の確保が困難になり、また、管理費や修繕積立金の滞納が増えるなどして今後マンション管理が破綻するマンションも出現することが考えられています。そこでマンションの適切な維持管理のため、私達マンション管理士は管理組合の啓発活動を相談会やセミナー等で積極的に行い区分所有者の管理意識の向上に努め、マンション管理を適正に推進する重要な役割が期待されています。

このような状況下において、本会は、会員を京都市すまい体験館「すまいよろず相談」の専門相談員派遣、同「すまいスクール出張版」の講師派遣、同「分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度」のアドバイザーの派遣等公益的事業分野への取組みを充実させるとともに、管理組合、区分所有者等に相談会を実施するなど士会活動の活発化を図り、併せて会員の拡大、組織整備、運営の透明性の拡大、安定的な事業・財政運営などに努めて参り、マンション管理を適正に推進する団体としての評価が広く認識されつつあります。

しかしながら、上記に述べた活動をさらに責任をもって展開するために、また、連携の必要のある関係機関との信頼を高めるために任意団体から社会的に責任をもちうる権利主体としての一般社団法人化を図る必要があります。

よって、ここに、本会を発展的に解消し、「一般社団法人 京都府マンション管理士会」の設立を期するものであります。

以上